

指定調査機関現況報告及びアンケート実施要領

環境省土壤環境課

1. 実施目的

指定調査機関に係る指定基準への適合状況及び指定調査機関における土壤汚染に係る調査の実施状況等の把握並びに指定調査機関制度の施行状況の把握

2. 実施対象

平成 27 年 10 月 16 日現在、土壤汚染対策法第 3 条第 1 項の規定に基づく指定を受けている全ての指定調査機関

3. 回答書類

回答が必要な書類は以下の通りです。

1. 指定調査機関現況報告書（以下、「A票」）
2. 土壤汚染対策法における指定調査機関制度の検討に係るアンケート」（以下、「B票」）

また、回答には下表に記載した書類も添付してください。

添付書類は、指定調査機関の指定基準である経理的基礎及び技術的能力の内容を確認するために必要となるものです。

NO	添付書類の内容	提出が必要となる機関	備考
1	直近の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書	全ての機関 ※ただし、本年度指定を受けた機関については、申請の際に提出した、直近の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書に変更が無い場合は省略ができる。	経理的基礎の証明
2	技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し	全ての機関	技術管理者の常勤性の証明
3	情報開示の掲載様式（記載済みのもの）	A票「5. 情報開示の状況」における「情報開示の実施状況」が①である場合に提出	—

※ 1、2 の添付書類の内容の詳細は、「土壤汚染対策法に規定する指定調査機関に係る指定等の手引き」において説明していますのでご参照下さい。

(参照 URL) <http://www.env.go.jp/water/dojo/shitei/index.html>

また、本紙別添に該当部分を記載しております。

4. 報告期限

1. A票及び添付書類 ⇒平成27年12月10日(木)まで
2. B票 ⇒平成27年11月30日(月)まで

5. 書類の入手及び提出先

A票、B票は本紙と同封しておりますが、委託先の(株)環境管理センターのHPから電子版がダウンロードできます。

(株)環境管理センターアドレス：<http://www.kankyo-kanri.co.jp/>

回答は同封した用紙への記入又はダウンロードした電子版への入力のどちらでも構いません。それぞれの送り先は以下の通りとなります。

- 用紙へ記入した場合：7. の委託先の住所に同封の封筒で郵送ください。
- 電子版に入力した場合：下記アドレスに電子メールで送付ください。

送り先アドレス：kikan27@kankyo-kanri.co.jp

3. に記載した添付書類は、郵送する場合は同封してください。電子メールで送付する場合はスキャン等で電子データとし、メールに添付してください。(添付書類のみ郵送としてもかまいません。)

6. 提出する書類の内容、部数

- ・A票 原本1部、写し1部(電子版の場合はエクセルファイルのまま送付下さい)
- ・B票 原本1部、写し1部(電子版の場合はエクセルファイルのまま送付下さい)
- ・添付書類 各1部(電子版の場合はPDF形式等のファイルで送付下さい)

※報告書提出後の内容照会等に備え、上記の各書類については、自機関において必ず写しを保管しておいて下さい。

なお、提出にあたり、袋綴じを行う必要はありません。また、添付書類のサイズはA4に統一して下さい。

7. 本調査に関する問い合わせ先

〒193-0832 東京都八王子市散田町3-7-23
株式会社環境管理センター 指定調査機関調査担当(原元、小西)
TEL:042-673-0503 FAX:042-668-3929

8. 書類作成の留意点

書類の作成にあたっては、留意事項や記載要領、添付の記載例(A票)をよく参照し、各項目について正しく記載して下さい。

また、A票の提出をもって土壌汚染対策法第35条の規定する変更の届出及び同法第37条後段に規定する業務規程の変更の届出に代えることはできません。当該規定に該当する場合には、改めて、それぞれの手続に則った変更届を管轄の行政機関に提出してください。

9. 書類の個人情報等の取扱い

提出書類は、指定調査機関に係る指定基準への適合状況及び指定調査機関制度の施行状況等の把握のために使用するものです。提出書類の個人情報は、法令に基づく場合を除き、当該使用目的以外に使用されることはありません。

環境省担当者

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省水・大気環境局土壌環境課 指定調査機関担当（沼田、松前）

TEL:03-3581-3351（内線）6588 FAX:03-3501-2717

添付書類の内容の詳細（「土壌汚染対策法に規定する指定調査機関に係る指定等の手引き」より該当部分を抜粋）

1. 直近の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書

（手引き p7「③申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書」より抜粋）

指定の基準のうち、経理的基礎に係る基準に適合することを証明する書類です。

前事業年度のものであることを確認のうえ提出して下さい。

経理的基礎に係る基準は、省令第2条第1項第1号において、「債務超過となっていないこと」と定められています。前事業年度の決算が債務超過となっている（貸借対照表上で、資産<負債）場合は、基準に適合していないため、申請をしても指定を受けることができません。

また、第2号において、「土壌汚染状況調査を的確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること」と定められており、これは省令第2条第2項の技術的能力に係る基準（技術管理者を適切に配置する）を満たすための経理的能力のことです。具体的には、適切な配置に必要な人数の技術管理者を、常勤として雇用しうる事業活動を継続的に行っていることが必要です。

2. 技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し

（手引き p8～9「⑤技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し」より抜粋）

法定調査を行う事業所として届け出た事業所に配置されている技術管理者が常勤していることを証明する書類として、技術管理者本人の健康保険被保険者証の写しと直近の標準報酬決定通知書の写し（本人以外の部分は黒塗り可）を提出してください。

なお、他社からの出向者を技術管理者とする場合については、その常勤していることを証明するものとして、以下の書類を提出して下さい。

- ・ 出向者本人の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し
- ・ 出向先である申請者と出向元との間で締結された出向契約書等
- ・ 出向者本人の過去1年間分の出勤簿等
- ・ 出向者本人の過去1年間分の給与の支払明細（出向先である申請者が給与を支払又は負担していることが判るもの）

※「標準報酬決定通知書」とは、健康保険と厚生年金保険の加入を義務付けられている事業所が、被保険者の報酬月額等について、定められた期日までに年金事務所若しくは健康保険組合に届け出た（被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者報酬月額変更届、被保険者資格取得届）後、年金事務所若しくは健康保険組合より、「標準報酬決定通知書」として通知される書類です（当該通知書には、過去3ヶ月分の報酬月額が記載されているのが通例です）。詳しくは総務担当あるいは経理担当にご確認下さい。

※「負担」とは、出向者の給与は直接的には出向元が支払っているものの、給与相当額を出向元の請求により出向先が支払っている場合を指します。

申請者が個人事業主の場合、技術管理者が75歳以上の後期高齢者に該当であるため、

本書類を提出できない場合は、申請者において当該技術管理者が常勤していることを証明できるその他の書類（任意の書類）を提出し、確認を受けることになります。

【技術管理者が常勤していること】

技術管理者が常勤しているためには、指定調査機関の指定を申請する者が、技術管理者を就業規則等に定める所定労働時間で雇用し、かつ、その者の人件費を全額支出しているか負担していることが必要です。

なお、他社からの出向者を技術管理者とする場合についても出向先である指定調査機関を申請する機関において、常勤していることが求められます。つまり、出向者を就業規則等で定める所定労働時間で勤務している実態があり、人件費を出向先が直接出向者に全額支払っているか、又は、負担している（出向者の人件費の全額を出向元に支払う旨の規定がある出向契約等があり、これに基づき現に出向元に支払われている額と出向者が支給されている額が一致していることを証明できる書類で確認できること）が必要となります。